

中部国際空港に係る

環 境 監 視 計 画

2025年10月改定

中部国際空港株式会社

目 次

第1章 環境監視についての基本的な考え方	1
1.1 環境監視の目的	1
1.2 環境監視計画の内容等	1
1.3 環境監視の実施	1
1.4 環境監視結果の評価	1
1.5 対策	1
1.6 環境監視結果の公開等	2
第2章 環境影響要因	4
2.1 環境影響要因	4
2.2 場所及び規模	4
2.3 航空機の運航	4
2.4 空港施設概要	4
第3章 環境監視計画	8
3.1 調査	8
3.2 環境監視情報処理システム	12

第1章 環境監視についての基本的な考え方

本計画は、2005年2月17日からの中部国際空港の供用に伴う周辺地域に対する環境影響を把握するため、事業者の責任において自主的に環境監視を実施する内容を定めたものである。

1. 1 環境監視の目的

- (1) 中部国際空港の供用に伴う環境に及ぼす影響を把握し、必要に応じて適切な措置を講じることにより環境の保全を図る。
- (2) 環境監視の結果を広く一般に公開し、事業に対する理解の促進に努める。

1. 2 環境監視計画の内容等

調査項目、調査地点、調査頻度などの環境監視計画の具体的な内容は、事業計画、環境影響評価書の内容及び環境監視結果を踏まえ設定する。

なお、環境監視計画については、必要に応じて見直しを行う。これに当たっては、専門分野の学識経験者及び関係自治体の意見を聴き、事業者が計画内容を定める。

1. 3 環境監視の実施

環境監視については、環境監視計画に基づいて適切に実施する。

環境監視に当たっては、日常的にデータの検討を行うとともに、迅速な環境保全の措置を講じることができる体制の整備を図る。

1. 4 環境監視結果の評価

環境監視結果については、専門分野の学識経験者の公正・中立な評価を受ける。

評価に当たっては、周辺地域に与える影響の程度を環境監視結果を基に行政機関等の一般環境データを参考として、環境基準や周辺地域の経年的な環境変化の傾向等と対比するなど、科学的・客観的に行う。

1. 5 対策

環境監視結果等から何らかの異常があると認められる場合については、関係機関と連携して原因を究明するとともに、事業による環境への影響が認められる場合には、適切な対応を行う。

1. 6 環境監視結果の公開等

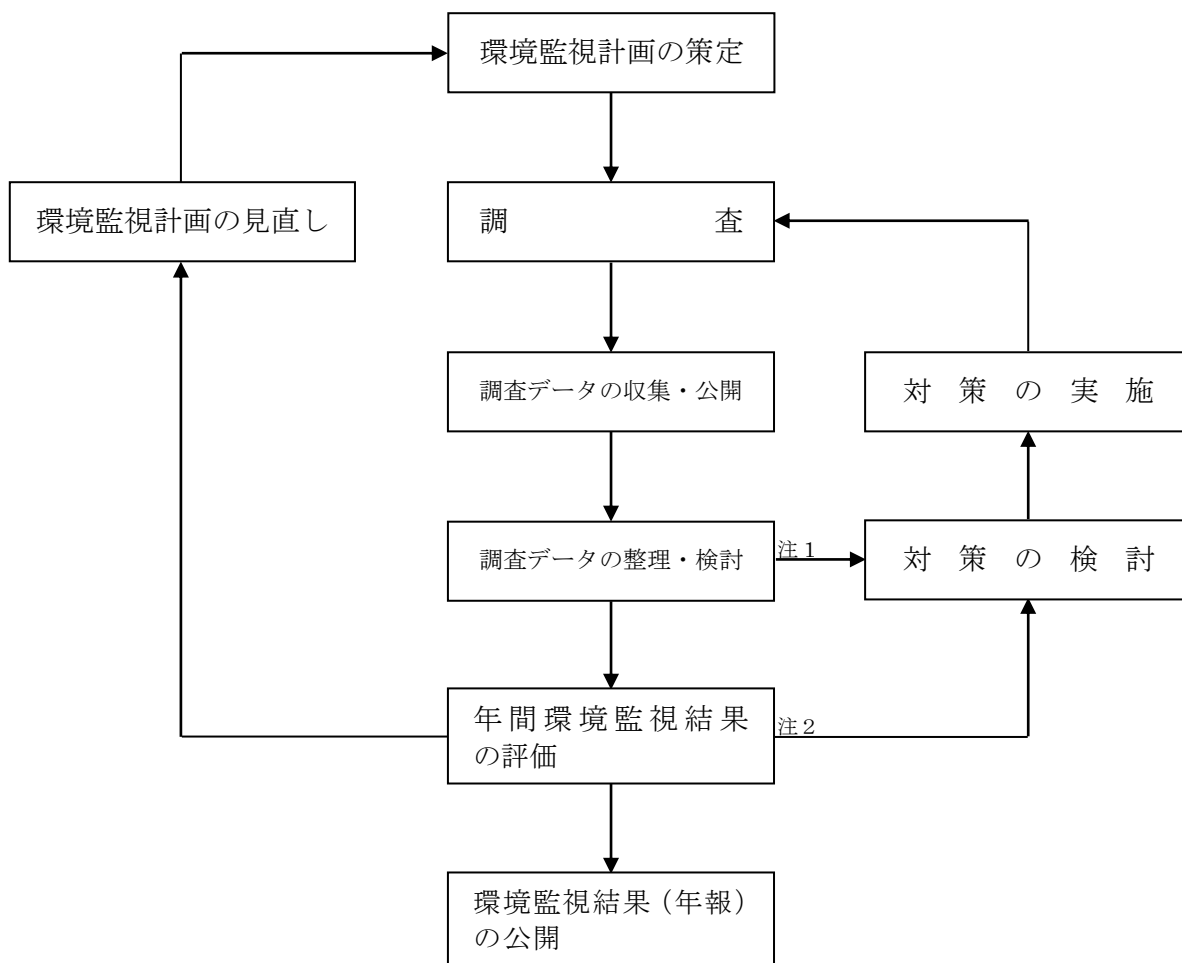
環境監視結果については、インターネット等を用いて環境監視データの速報及び環境監視の評価結果を一般公開する。

環境監視結果の公開方法は、次のとおりとし、月報、年報については、岐阜・愛知・三重県、名古屋市、関係市町村等に報告する。

＜環境監視結果の公開方法＞

インターネットによるデータの公開

また、環境に関する理解や関心を深めていただくため、環境監視に係る調査項目や調査地点などをまとめたリーフレット等を作成する。



注1：日々の調査データを整理・検討した結果から、事業による環境への影響が認められる場合には、適切な対策を講じる。

注2：調査データについて、年間を通して評価された結果から、事業による環境への影響が認められる場合には、適切な対策を講じる。

図1 環境監視の概念図

第2章 環境影響要因

2.1 環境影響要因

空港の供用に係る環境影響要因として、中部国際空港の運用に伴う航空機の運航等がある。

2.2 場所及び規模

(1) 場所 (図2-1参照)

愛知県常滑市セントレアの一部 (空港用地)

(2) 規模

470ha

2.3 航空機の運航

(1) 飛行経路 (図2-2、2-3参照)

(2) 滑走路 1本、3500m

(3) 飛行機材 B737、B767、B787、B777、B747、A320、A330、A340、DH8、CRJ等

(4) 離着陸回数 約9.2万回/年 (2014年度実績)

2.4 空港施設概要

離着陸施設 (滑走路、誘導路、航空保安施設等)

エプロン

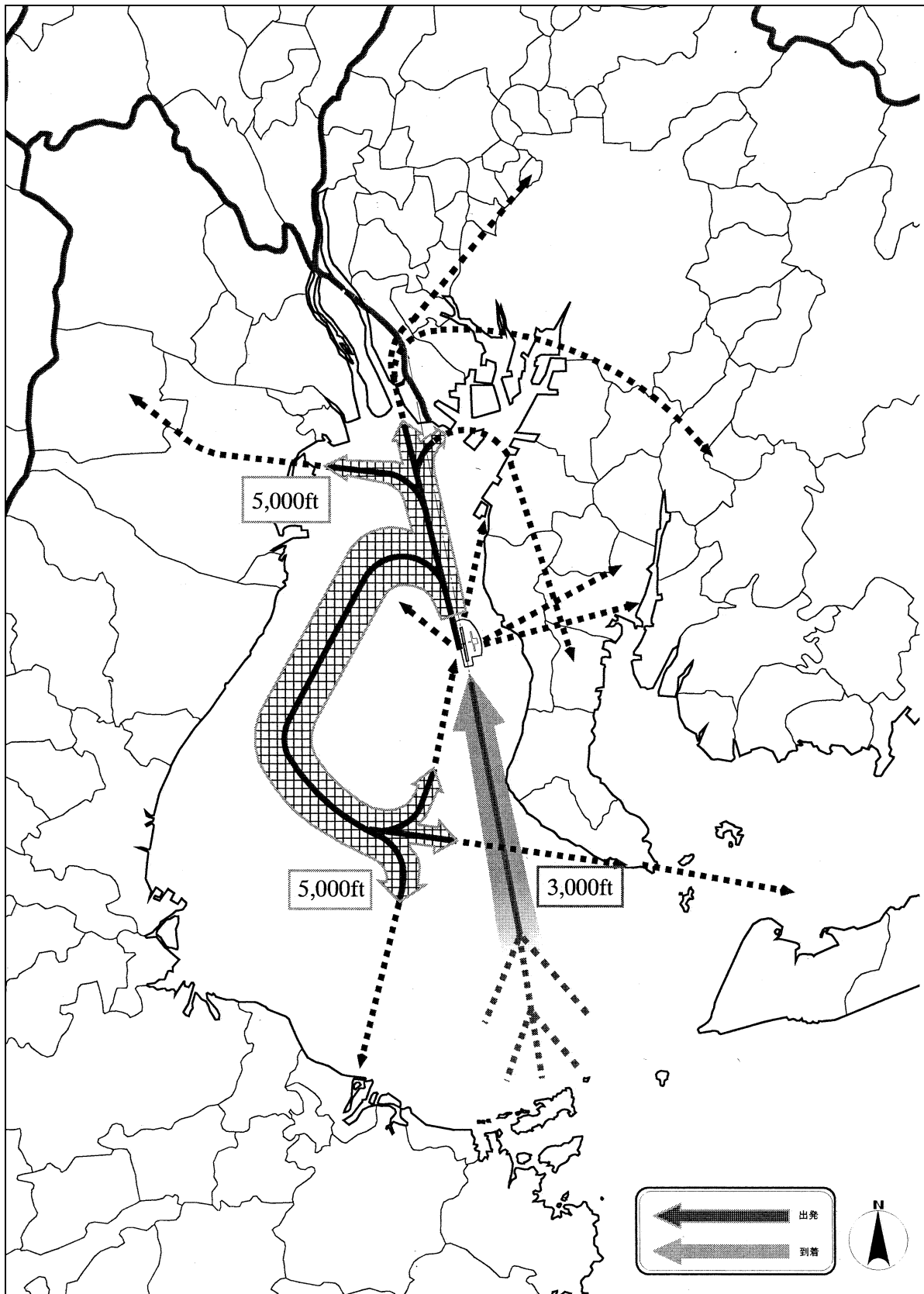
航空旅客取扱施設 (国内・国際旅客ターミナルビル、機内食工場等)

航空貨物取扱施設 (国内・国際貨物取扱施設)

管理施設 (庁舎、管制塔、空港管理棟等)

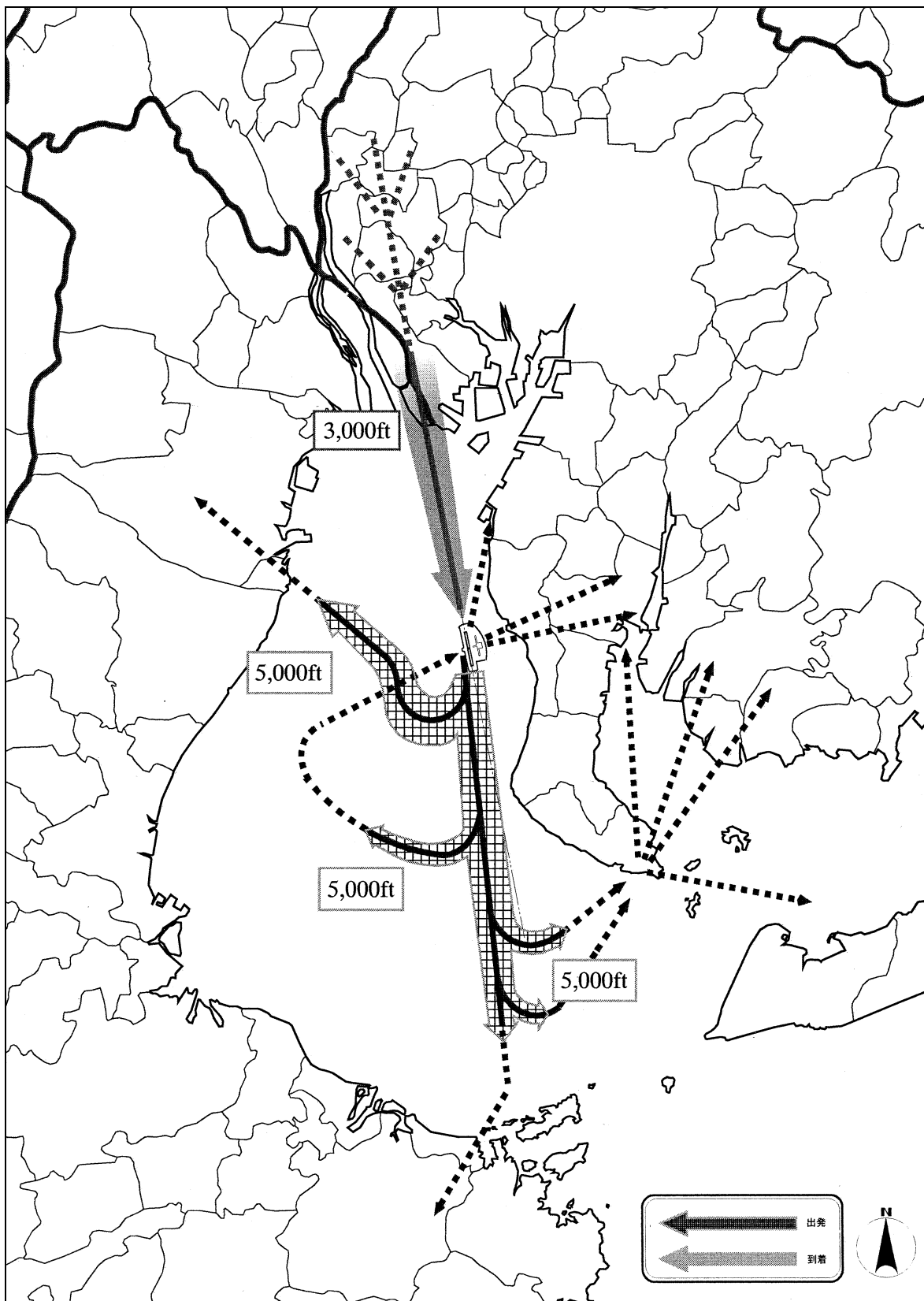
供給処理施設 (航空機給油施設、エネルギー供給施設等)

その他施設 (道路等)



* 出発5000フィート以下・到着3000フィート以下で飛行すると予想される区域

図2-2 飛行経路（北向き運用：6～23時）



* 出発5000フィート以下・到着3000フィート以下で飛行すると予想される区域

図2-3 飛行経路（南向き運用：6～23時）

第3章 環境監視計画

3.1 調査

(1) 調査の考え方

空港の供用が環境に及ぼす影響を適切に把握するため、以下の考え方に基づき調査を実施する。

なお、必要に応じて原因を究明するための調査や周辺環境の基礎情報を収集するための調査を実施する。

ア 調査項目

空港の供用に伴う環境影響、環境影響予測項目、環境監視結果を踏まえ、「騒音」を設定する。

イ 調査地点

地域の環境特性を考慮して、空港の供用による周辺環境への影響の程度が的確に把握できるよう配慮し設定する。

ウ 調査期間

周辺環境への影響の程度を考慮して設定する。

エ 調査頻度・時期

環境質の特性、空港の供用に伴う環境負荷の発生状況に応じ、環境の的確な把握が行えるように設定する。

オ 調査方法

各種法令やJIS等の規定に準拠する。

(2) 調査の内容

調査の内容は次のとおりである。

調査項目			調査地点	調査頻度・時期	調査方法
騒音	航空機騒音	常時監視	図3-1 (4地点)	常時	表3
		定期監視 注	図3-1 (9地点)	夏期7箇所 (T1, A1, A2, A3, M1, M2, M3) 冬期3箇所 (T1, T2, M4)	表3

注 定期監視については、今後の調査結果を踏まえ、見直しを行う。

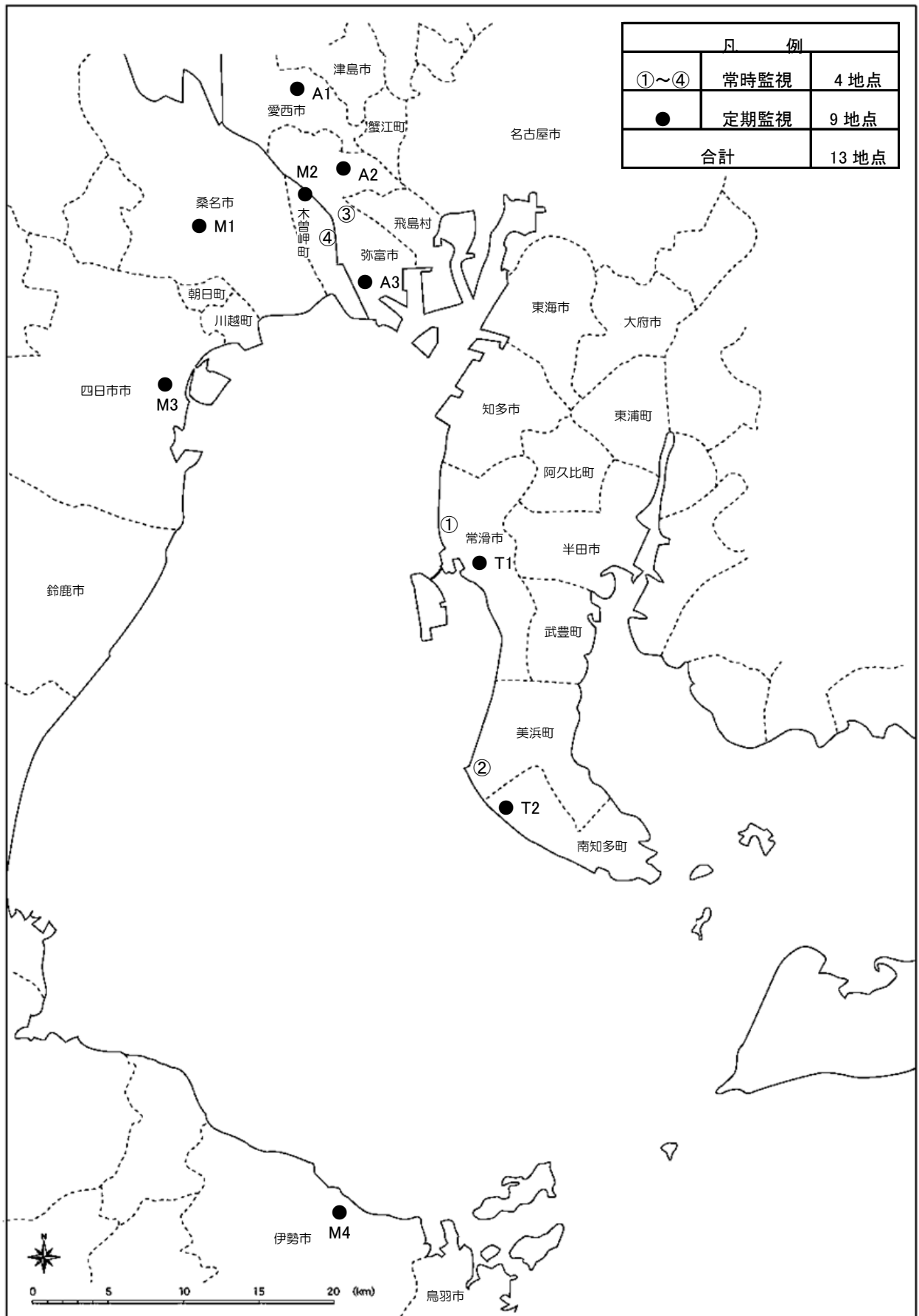


図 3 - 1 航空機騒音の調査地点

<航空機騒音調査地点一覧表>

1 常時監視地点

地 点	場 所
①	常滑市立鬼崎中学校
②	美浜町野間(ちびっこ広場)
③	弥富市立大藤小学校
④	木曾岬町東部公民館

2 定期監視地点

(1) 愛知県知多地区

地 点	場 所	調査時期
T1	常滑市立常滑西小学校	夏期、冬期
T2	南知多町町民会館	冬期

(2) 愛知県海部地区

地 点	場 所	調査時期
A1	愛西市役所	夏期
A2	弥富市立十四山西部小学校	夏期
A3	弥富市鍋田公民館	夏期

(3) 三重県

地 点	場 所	調査時期
M1	桑名市大山田地区市民センター	夏期
M2	木曾岬町農村集落多目的共同利用施設	夏期
M3	四日市市海蔵地区市民センター	夏期
M4	伊勢市神社みなとまち館	冬期

表3 航空機騒音

項 目	調 査 方 法
航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号、改正平成19年環境省告示第114号)及び「航空機騒音測定・評価マニュアル」(平成24年11月環境省)に定める方法

3. 2 環境監視情報処理システム

各種調査データの収集・処理を迅速かつ効率的に取り扱うため、テレメータシステム及びコンピュータを用いたデータ処理システムによってデータの収集・処理、管理を行う。

環境監視情報処理システム機能概要図は、図3-2のとおりである。

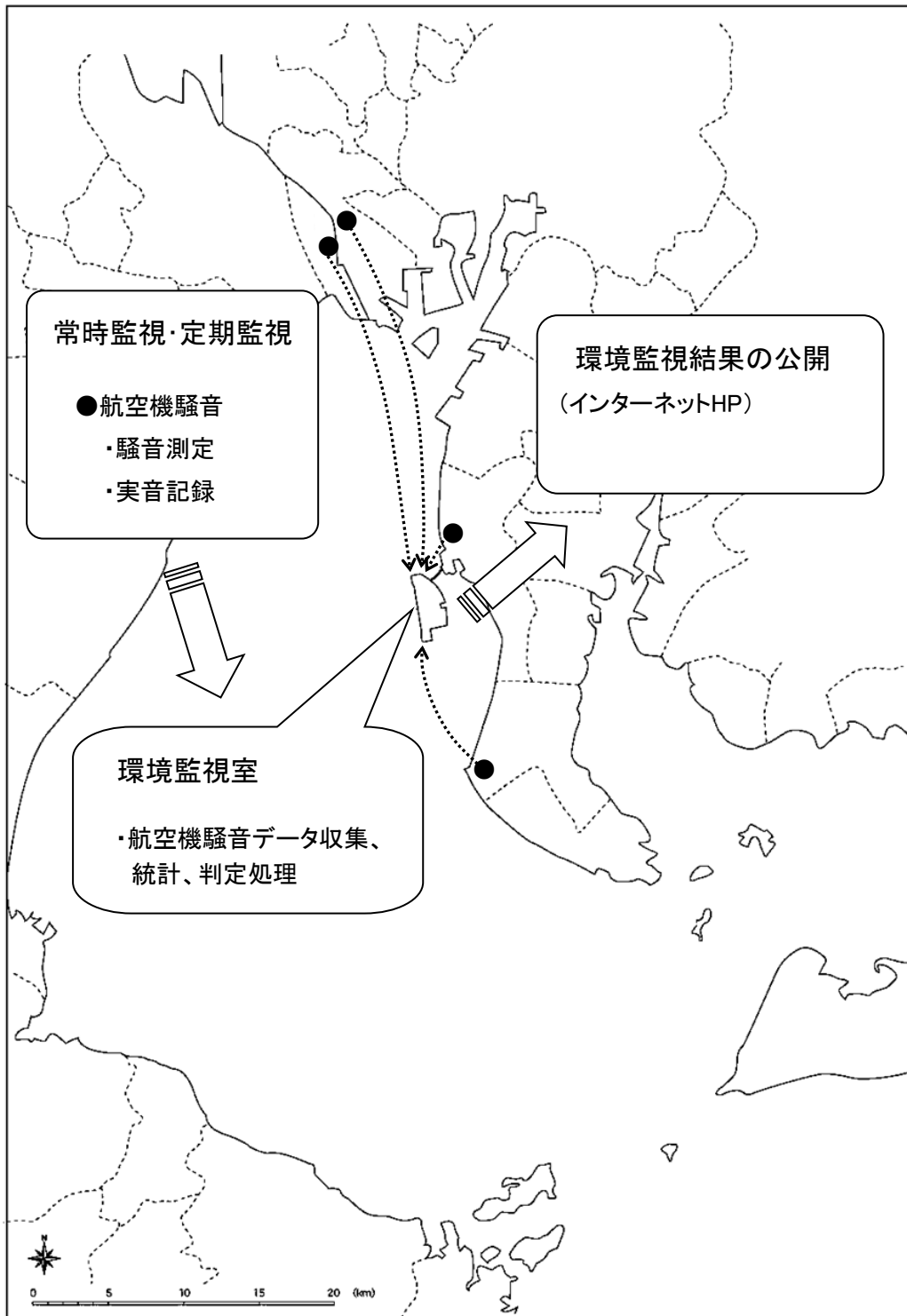


図3-2 環境監視情報処理システム機能概要図